

汚水排出量の認定に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

飯塚市企業局告示第9号

汚水排出量の認定に関する要綱の一部を改正する告示

汚水排出量の認定に関する要綱(平成23年5月1日上下水道局告示第28号)の一部
を次のように改正する。

汚水排出量の認定に関する要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、飯塚市下水道条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第21号)第16条第1項及び飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例施行規程(令和8年飯塚市企業管理規程第 号)第10条第1項に規定するときにおいて企業管理者がする汚水排出量の認定(以下「認定」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(H29—12、R5—7—改)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 認定は、公共下水道又は<u>うぐいす台団地汚水処理施設</u>に排除されていないことが明白であるもので、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(認定の対象)</p> <p>第4条 認定は、当該漏水が生じた日の属する期(以下この条において「漏水発生期」という。)の下水道使用料又は<u>汚水処理施設使用料</u>(以下「使用料」という。)に限るものとする。ただし、漏水箇所等その他漏水の原因となっている箇所の修理が遅延するのに相当な理由があると認められるときは、漏水発生期の次期までの<u>使用料</u>を減免の対象とすることができる。</p> <p>(R5—7—改)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、飯塚市下水道条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第21号)第16条第1項に規定するときにおいて企業管理者がする汚水排出量の認定(以下「認定」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(H29—12、R5—7—改)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 認定は、公共下水道に排除されていないことが明白であるもので、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(認定の対象)</p> <p>第4条 認定は、当該漏水が生じた日の属する期(以下この条において「漏水発生期」という。)の下水道使用料に限るものとする。ただし、漏水箇所等その他漏水の原因となっている箇所の修理が遅延するのに相当な理由があると認められるときは、漏水発生期の次期までの下水道使用料を減免の対象とすることができる。</p> <p>(R5—7—改)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。